

平成18年度 市町村財政の概要

1. 市町村の概要

(1) 団体数

平成19年3月31日現在における団体数は、市21、町村21、一部事務組合（普通会計に属するもの）42となっています。

(2) 人口

平成19年3月31日現在の住民基本台帳人口は、県計2,100,413人、市部1,770,256人、郡部330,157人となっています。これを平成18年3月31日現在の人口と比べると、県計で4,598人（0.2%）、市計で3,351人（0.2%）、町村計で1,247人（0.4%）減少しています。

2. 普通会計の決算状況

(1) 総説

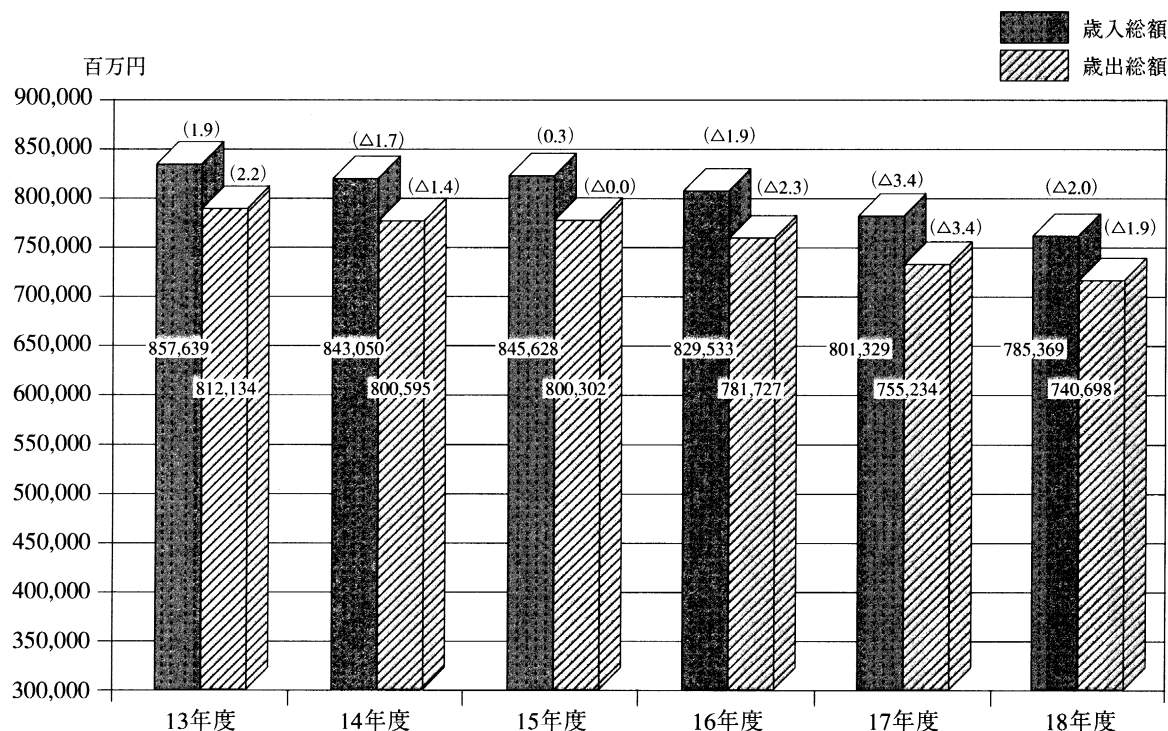
平成18年度の県内42市町村の普通会計決算においては、厳しい経済状況にもかかわらず、昭和43年度以降連続して39年間全市町村ともに実質収支において黒字を計上することができました。

(2) 決算規模

平成18年度における普通会計決算規模は、
歳入 7,853億6,924万円（前年度8,013億2,882万円）
歳出 7,406億9,824万円（前年度7,552億3,432万円）

で、対前年度伸び率は、歳入2.0%減（前年度3.4%減）、歳出1.9%減（前年度3.4%減）となりました。（第1図）

第1図 決算規模の推移（県計）



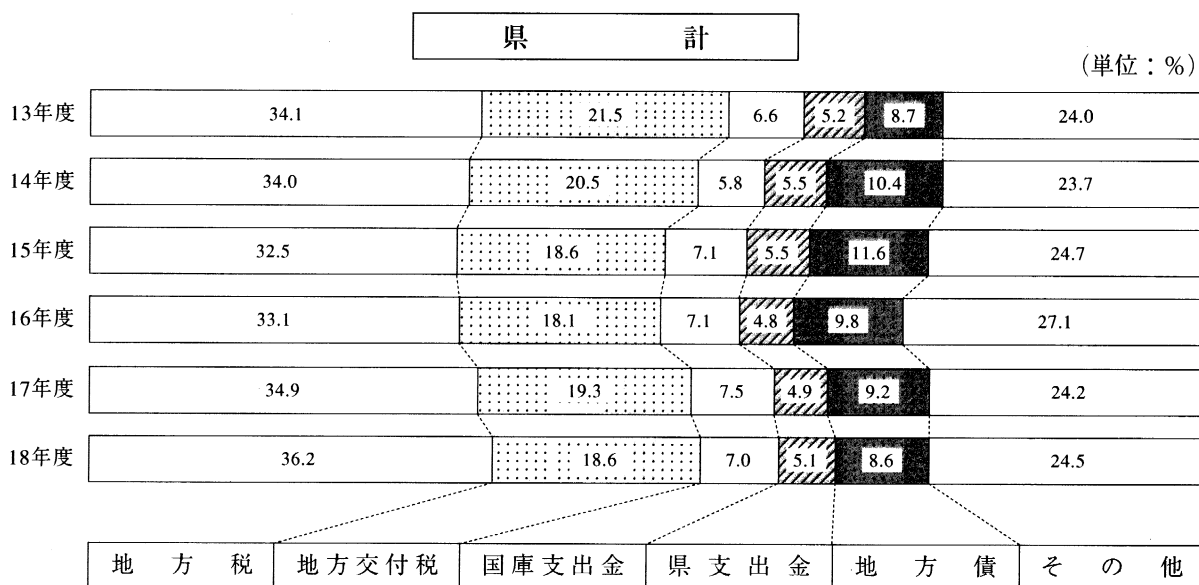
(3) 決算収支

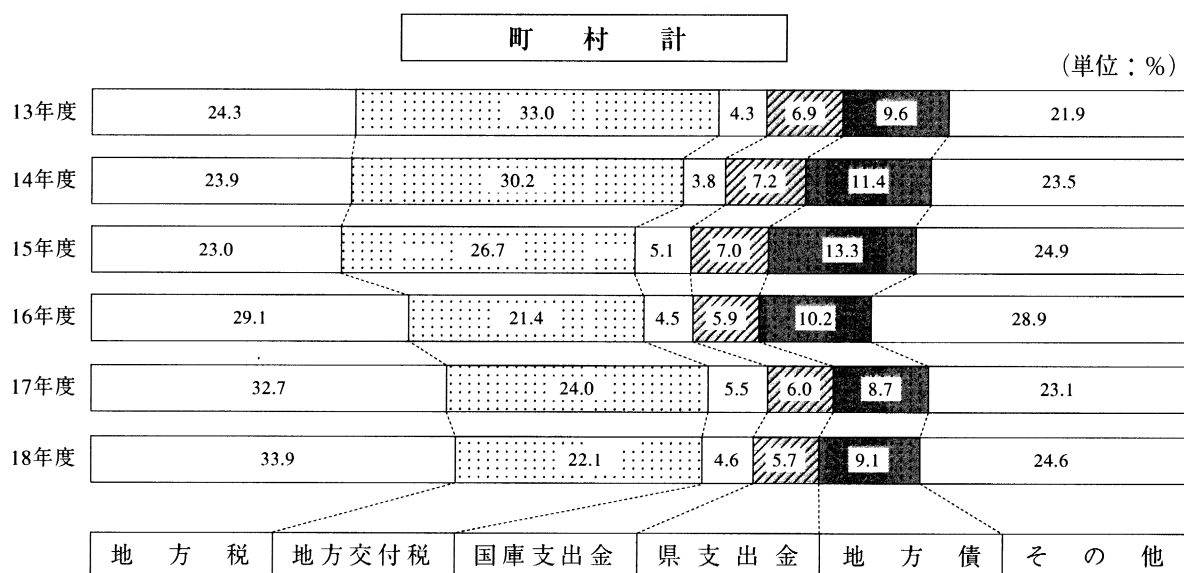
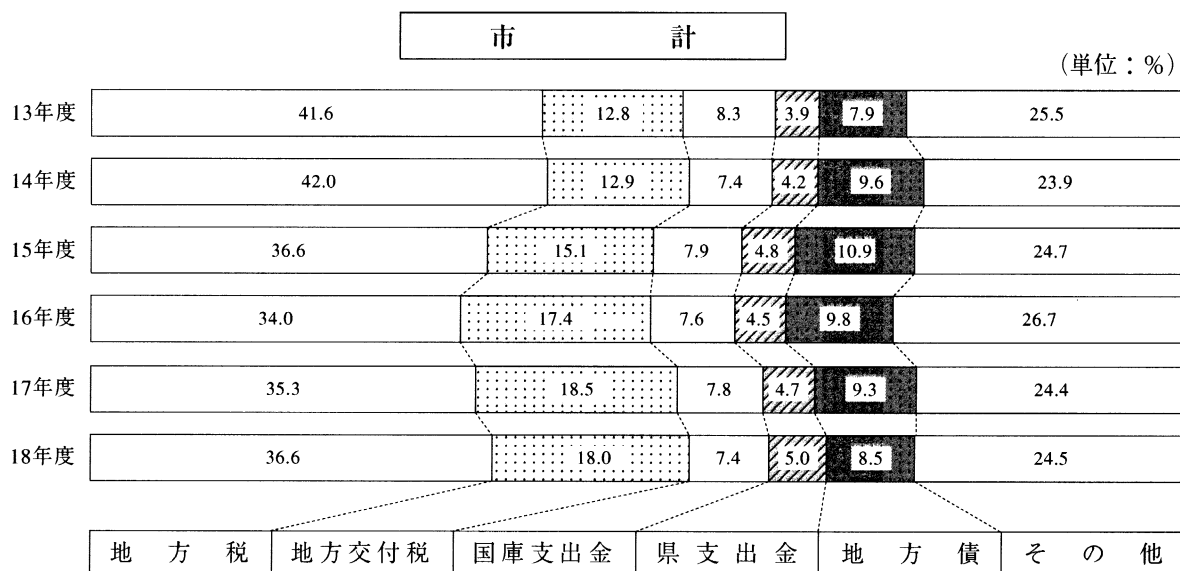
- ・ 当該年度の決算上の赤字黒字を端的に示す実質収支（歳入歳出差引額から繰越明許等のために、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額）は、404億4,906万円で、全団体が黒字となりました。
- ・ 当該年度だけの収支を知るための単年度収支（当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額）は、13億417万円の赤字となりました。これを市と町村別に見ると、市にあっては、11団体が黒字、10団体が赤字となっており、町村にあっては、13団体が黒字、8団体が赤字となりました。
- ・ 単年度収支に実質的な黒字要素と赤字要素を加減して表す実質単年度収支（財政調整基金への積立額と地方債の繰上償還額を黒字要素、積立金の取崩額を赤字要素とみなして加減した額）は、24億9,327万円の黒字となりました。これを市と町村別に見ると、市にあっては、13団体が黒字、8団体が赤字となっており、町村にあっては、13団体が黒字、8団体が赤字となりました。

(4) 歳入

- ・ 歳入総額は7,853億6,924万円で、前年度に比べ159億5,958万円（2.0%）減少しました。歳入総額の内訳は、地方税2,840億8,208万円（構成比36.2%）、地方交付税1,459億200万円（構成比18.6%）、地方債678億4,850万円（構成比8.6%）です。（第2図）
- ・ 歳入の対前年度伸び率を項目別に見ると、地方税は1.7%の増、（前年度1.7%増）で、2年連続で前年度実績を上回りました。これは、市町村民税が10.1%の増（前年度4.1%増）となったことによるものです。
- ・ 地方債は、対前年度伸び率7.9%の減（前年度9.7%減）で、3年連続で前年度を下回りました。これは、地方交付税を臨時財政対策債に振り替える額が減少（11.8%減）したことによるものです。

第2図 歳入構成比の推移





(5) 歳 出

・ 歳出総額は7,406億9,824万円で、前年度に比べ145億3,608万円（1.9%）減少しました。目的別内訳は、民生費1,718億9,995万円（構成比23.2%）、総務費1,081億2,536万円（構成比14.6%）、土木費1,043億7,394万円（構成比14.1%）、公債費919億3,441万円（構成比12.4%）の順となりました。

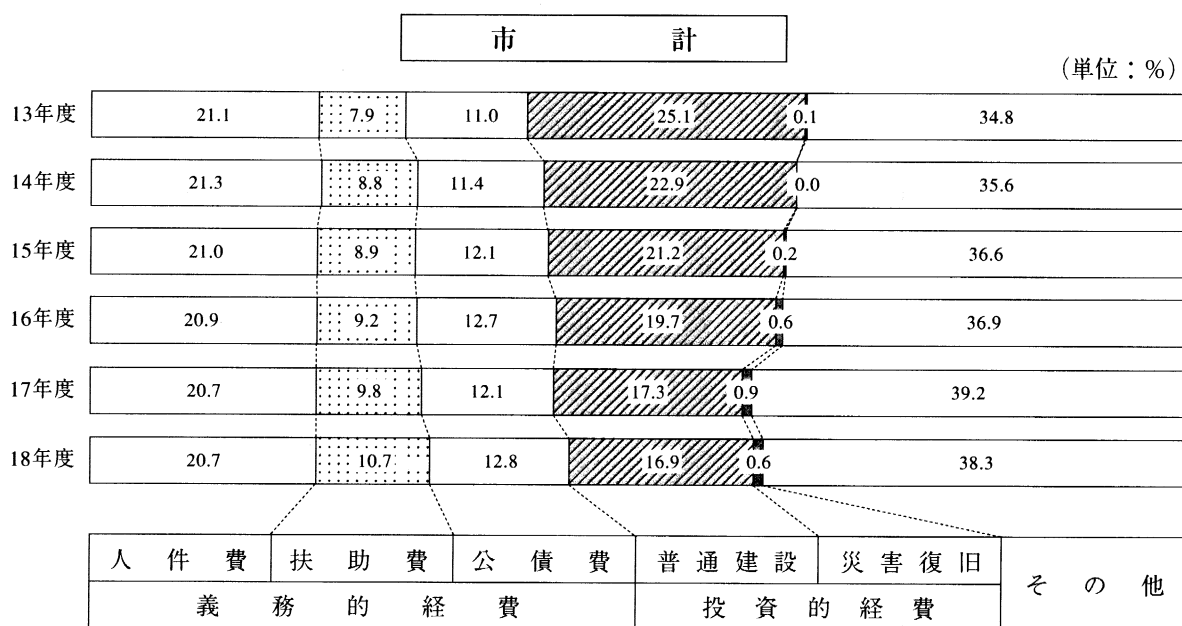
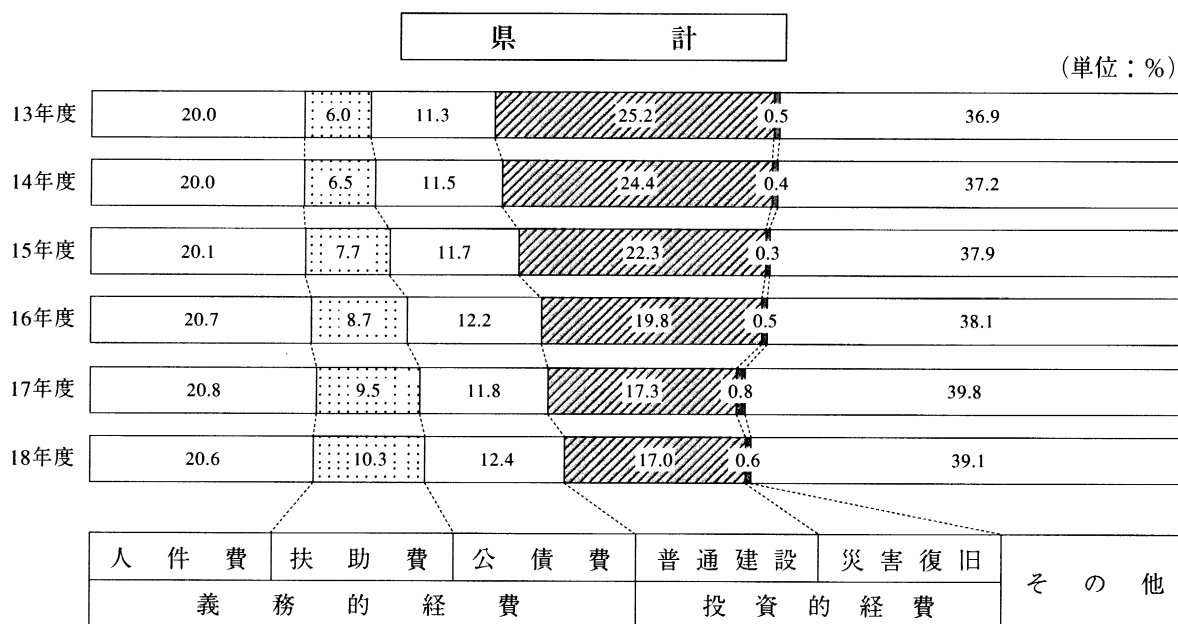
・ 主な目的別歳出の対前年度伸び率を見ると、農林水産業費（8.1%増）、商工費（5.4%増）が増加、総務費（9.8%減）、土木費（6.6%減）が減少となっています。これは、農林水産業費については農業基盤整備事業の増、商工費については企業誘致と地場産業の振興等による増、総務費については人件費の減等、土木費については道路事業費の減少等による減となっています。

・ 性質別内訳では、人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費は、3,208億3,422万円（構成比

43.3%)、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなる投資的経費は、1,302億1,343万円（構成比17.6%）、また物件費、補助費等、繰出金等からなるその他の経費は、2,896億5,059万円（構成比39.1%）となりました。（第3図）

- ・ 義務的経費の対前年度伸び率は0.9%の増（前年度2.2%減）で、前年度を上回りました。
- ・ 普通建設事業費の対前年度伸び率は、補助事業費が8.3%の増（前年度6.5%減）、単独事業費が8.0%の減（前年度19.0%減）となりました。単独事業費を市と町村別に見ると、市は9.0%の減（前年度16.2%減）、町村は1.9%の減（前年度32.5%減）となり、ともに前年度を下回りました。

第3図 性質別歳出決算額の構成比の推移



町 村 計

(単位：%)

13年度	18.7	3.6	11.7	25.3	1.0	39.7
14年度	18.3	3.6	11.6	26.3	0.9	39.3
15年度	18.0	5.0	11.0	25.0	0.5	40.5
16年度	20.0	6.6	9.9	20.4	0.4	42.6
17年度	21.4	7.6	10.3	17.4	0.3	43.0
18年度	20.5	8.1	10.4	17.4	0.3	43.3

人 件 費	扶 助 費	公 債 費	普 通 建 設	災 害 復 旧	そ の 他
義 務 的 経 費			投 資 的 経 費		

(6) 財政力指数

市町村の財政力を示す財政力指数は、市の平均値が0.66（前年度0.64）、町村の平均値が0.59（前年度0.57）、県の平均値が0.62（前年度0.60）となり、全体として0.02ポイント上昇しました。これを段階別に見ると、0.3未満の市町村は1団体（前年度1団体）、0.3～0.4未満の市町村は3団体（前年度4団体）、0.4～0.5未満の市町村は7団体（前年度8団体）、0.5～1.0未満の市町村は31団体（前年度29団体）、1.0以上の市町村は前年度と同様0団体となりました。（第1、2表、第4図）

第1表

年度区分	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
県 計	0.42	0.42	0.42	0.42	0.42	0.41	0.41	0.42	0.45	0.58	0.60	0.62
全国計	0.42	0.42	0.42	0.42	0.41	0.40	0.40	0.41	0.43	0.47	0.52	0.53

(県計は単純平均)
(全国区は特別区を除く単純平均)

(参 考)

$$\text{財政力指数 (3年平均)} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

(この指数は財政統計上用いる財政力を示す指数であり、この指数が大きいほど財政力が強いこととなります。)

第2表 財政力指数の状況（平成16年度～平成18年度平均値）

財政力指数	団体数	市 町 村 名
1.0以上	0 (0) <0>	
1.0未満 ↓ 0.5以上	31 (29) <29>	岐阜市 大垣市 高山市 多治見市 関市 ○中津川市 美濃市 瑞浪市 羽島市 ○恵那市 美濃加茂市 土岐市 各務原市 可児市 瑞穂市 本巣市 海津市 岐南町 笠松町 養老町 垂井町 関ヶ原町 神戸町 輪之内町 安八町 大野町 池田町 北方町 坂祝町 川辺町 御嵩町
0.5未満 ↓ 0.4以上	7 (8) <11>	山県市 下呂市 ○揖斐川町 富加町 七宗町 八百津町 白川村
0.4未満 ↓ 0.3以上	3 (4) <5>	飛騨市 郡上市 白川町
0.3未満	1 (1) <2>	東白川村

- (注) 1. () 内数は、平成15年度～平成17年度平均値による団体数。
 2. < > 内数は、平成14年度～平成16年度平均値による団体数。
 3. ○印は、1階級上がった市町村。

(7) 経常収支比率

- ・ 本県市町村の経常収支比率は、平成18年度は上昇に転じ、前年度を1.9ポイント上回りました。(第3表、第5図)
- ・ 平成18年度は、下水道事業への経常的繰出金が増加したことにより増加しました。また、平成18年度に発行された減税補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源に加えない場合の比率は90.0%となっています。

第3表

年度区分	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
県計	73.5	75.2	76.2	77.5	75.9	75.6	77.3	80.4	81.2	85.2	83.3	85.2
全国計	81.5	83.0	83.5	85.3	83.9	83.6	84.6	87.4	87.4	90.5	90.2	90.3

(県計は加重平均)
(全国計は特別区を除く加重平均)

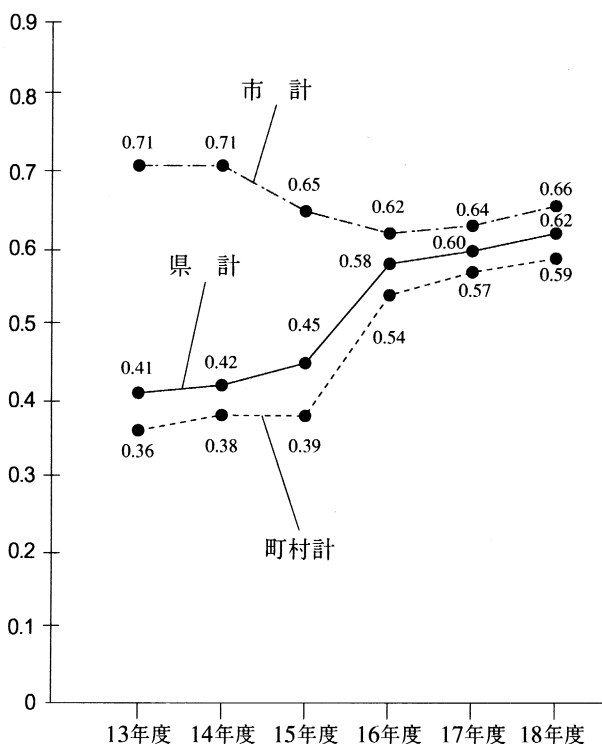
(参考)

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 \dots\dots \text{平成13年度以降}$$

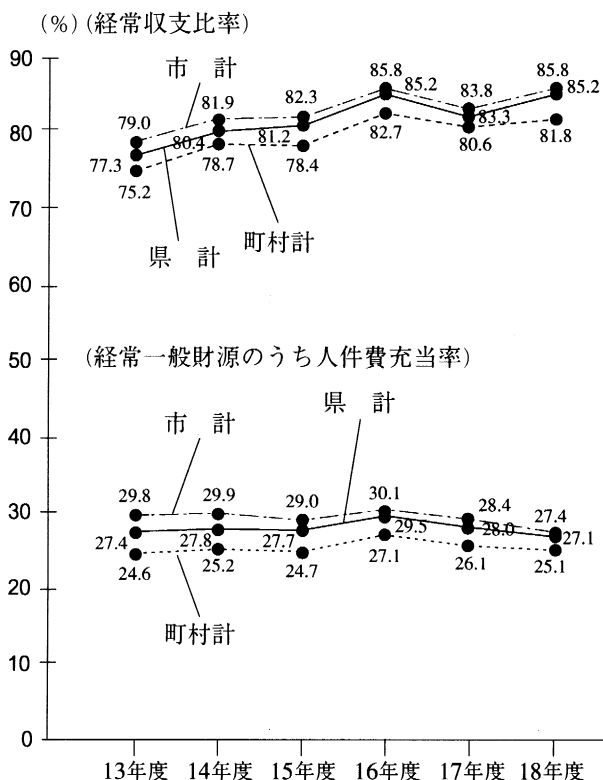
$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源}} \times 100 \dots\dots \text{平成12年度まで}$$

(この比率は、財政構造の弾力性を把握するものであり、この比率が低いほど財政構造に弾力性があることを示しています。)

第4図 財政力指数の推移



第5図 経常収支比率の推移



(8) 実質公債費比率

- ・ 実質的な公債費による財政負担の程度を示す指標である実質公債費比率は、前年度に比べて0.2%悪化しました。また地方債の発行に際し、許可が必要となる18%以上の市町村数が3市村から4市村に増加しました。
- ・ 悪化の主な理由は、公営企業会計（下水道事業等）で借り入れた地方債の元利償還に充てるための繰出金の増等によるものです。（第4表、第5表）

第4表

区分	年度	平成17年度	平成18年度
県計		13.0	13.2
全国計		14.8	15.1

（県計は加重平均）

（全国計は特別区を除く加重平均）

第5表 実質公債費比率の状況

区分	年度	平成17年度	平成18年度
18%未満		39市町村	38市町村
18%以上 25%未満		中津川市、土岐市	中津川市、土岐市、 郡上市
25%以上		東白川村	東白川村

(9) 公債費負担比率

平成18年度末における地方債現在高は8,241億6,217万円で、6年ぶりに減少に転じ、前年度末現在高に比べて1.0%減少しました。公債費負担比率は、平成17年度に低下に転じたものの、平成18年度は任意の繰上償還の増等により、再び増加に転じました。（第6表、第6図）

第6表

区分	年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
県計		12.1	12.9	13.5	13.9	14.3	14.2	14.4	14.7	14.8	15.2	14.7	15.3
全国計		13.5	14.2	15.1	15.8	16.3	16.3	16.7	17.3	17.5	17.3	17.4	—

（県計は加重平均）

（全国計は特別区を除く加重平均）

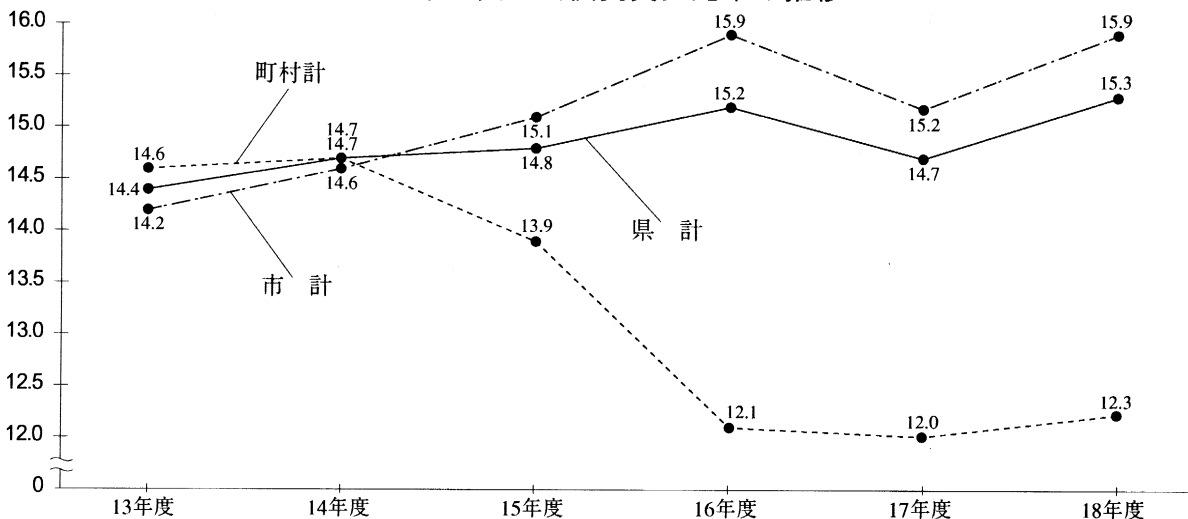
（参考）

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100$$

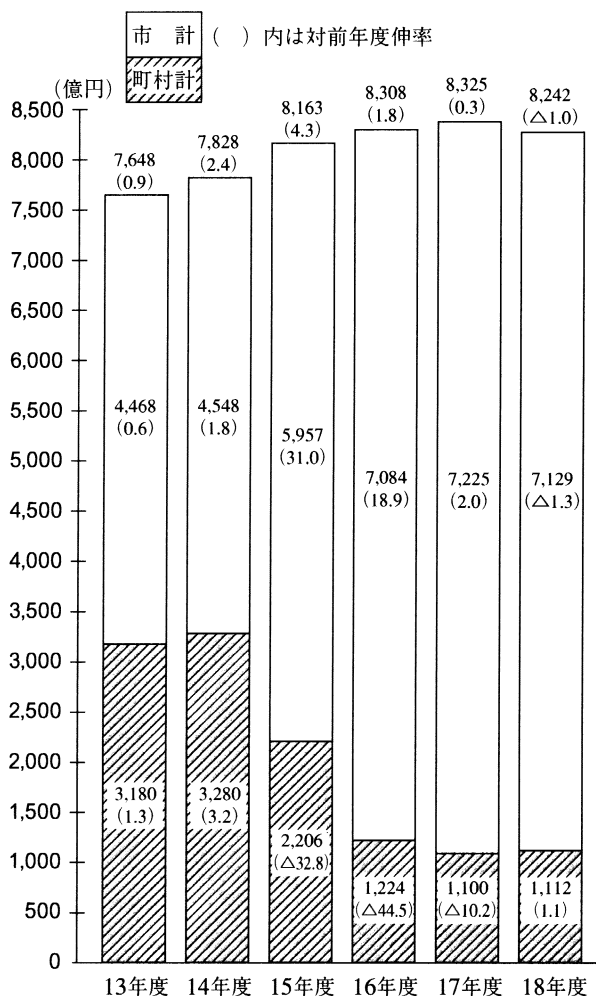
（この比率は、地方税、地方交付税等の一般財源総額に占める公債費に充当された一般財源の割合であり、この比率が高いほど財政構造が硬直化していることを示しています。）

なお、地方債現在高の推移は第7図、積立金現在高の推移は第8図のとおりです。

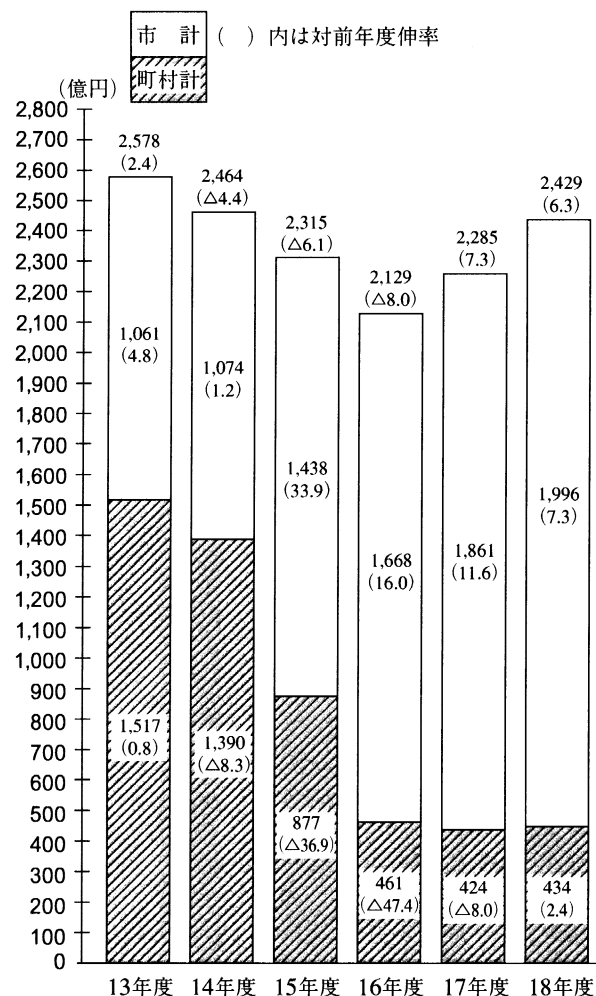
第6図 公債費負担比率の推移



第7図 地方債現在高の状況



第8図 積立金現在高の推移



(10) むすび

平成18年度の市町村の普通会計の決算状況は、歳入面では地方税や地方譲与税が増加したものの、地方交付税、繰入金及び地方債の減少により前年度を下回り、歳出面では投資的経費の減少により前年度を下回りました。

財政状況を見ると、地方債現在高が6年ぶりに減少に転じ、積立金現在高は2年連続して前年度を上回りました。また、財政指標は、各団体が人件費の節減や公共工事抑制などの努力を行ったものの、経常的な繰出金が増加したため、経常収支比率が1.9ポイント上昇しました。

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、平成19年度決算から一定の財政指標（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）の公表、平成20年度決算から当該指標の悪化に応じた財政健全化計画等の策定等が制度化されました。また、平成20年度決算（一部町村等は22年度決算）から、貸借対照表等の財務書類を連結ベースで作成し公表することが求められています。団体全体の財政状況が、他団体と比較可能な形で漏れなく公表されることとなり、これまで以上に説明責任が求められるなど、地方財政をめぐる環境は大きな転換点を迎えています。

今後の市町村の財政運営にあたっては、創意工夫により地域の特性を活かした魅力ある地域づくりを進めていく一方で、このような状況に十分留意し、限られた財源の重点的配分と、経費全般の徹底した節減合理化を進め、地方分権の受け皿としての体質強化を図っていくことが必要となっています。

本書のみかた

本書は、平成19年7月に調査した「平成18年度地方財政状況調査」のうち主要な事項及び特別職等の状況について市町村ごとに集約し、「市町村台帳編」として収録したものです。

なお、本書における主な用語の意義等は次のとおりです。

「類型」

市町村の態様を決定する要素のうち、最もその度合いが強く、かつ客観的に把握できる「人口」と「産業構造」により設定されていますが、平成18年度は平成17年国勢調査の結果に基づき、都市については16類型、町村については15類型を設定しました。なお、岐阜市については、中核市として別類型となっています。

「地方交付税種地」

普通交付税の算定に用いるもので、都市的形態の程度に応じた行政の質と量の差をそれぞれ市町村ごとにみるために格付けした地域区分をいいます。この場合において地域区分とは、生活圏域の中核都市をⅠ、その他の市町村をⅡとして区分しています。

「基準財政収入額」

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。

基準財政収入額＝{(法定普通税・事業所税の標準税率による収入見込額)+(利子割交付金・ゴルフ場利用税交付金・自動車取得税交付金・地方消費税交付金・地方特例交付金等の収入見込額)+(国有資産等所在市町村交付金の収入見込額)}×75/100+地方譲与税・交通安全対策特別交付金の収入見込額

なお、額は錯誤前の額です。

「基準財政需要額」

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定した額です。なお、各行政項目ごとの基準財政需要額は、次の算式によって算定されたものです。

基準財政需要額＝単位費用×(測定単位の数値×補正係数)

なお、額は錯誤前の額です。

「標準税収入額等」

地方公共団体の税収入確保体制の適正化のための指標とするもので、次の算式によって算定されたものです。

標準税収入額等＝(基準財政収入額－地方譲与税・交通安全対策特別交付金の収入見込額)×100/75
+地方譲与税・交通安全対策特別交付金の収入見込額

「標準財政規模」

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、次の算式によって算定されたものです。

標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税

「財政力指数」

基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値（過去3箇年間の平均値を使用することが多い。）をいい、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられます。

なお、県計、市計、町村計においては、単純平均の数値を示してあります。

「実質収支比率」

標準財政規模に対する実質収支額の割合をいいます。

「経常一般財源比率」

標準財政規模に対する経常一般財源の割合をいいます。

「実質公債費比率」

平成18年度からの地方債協議制度への移行に伴い新たに導入された指標です。

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く。）に充当されたものの占める割合で、次の算式によって算定されたものです。過去3箇年間の平均値を使用することが多くなっています。

地方債協議制の下では、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となります。さらに、25%以上の団体は一定の地方債の発行が制限されます。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E + F - D} \times 100$$

A… 元利償還金（公営企業分、繰上償還等を除く）

B… 元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）

- ・ 公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出金
- ・ 一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金・補助金
- ・ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの 等

C… 元利償還金または準元利償還金に充てられる特定財源

D… 元利償還及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

E… 標準財政規模（標準的な規模の収入の額）

F… 臨時財政対策債発行可能額

「公債費比率、起債制限比率、公債費負担比率」

地方公共団体の財政構造の硬直化を判断するもので、次の算式により算出した割合をいいます。
なお、起債制限比率は、過去3箇年間の平均値を使用することが多くなっています。

$$\text{公債費比率} = \frac{A - (B + C)}{(D + F) - C} \times 100 \qquad \text{起債制限比率} = \frac{A - (B + C + E)}{(D + F) - (C + E)} \times 100$$

A：各年度の元利償還金（公債費比率については、転貸債分及び繰上償還分を、起債制限比率については公営企業債分及び繰上償還分を除く。）及び公債費に準ずる債務負担行為に係る支出

B：元利償還金に充てられた特定財源

C：普通交付税の算定において災害復旧費、特定債償還費等として基準財政需要額に算入された公債費

D：標準財政規模

E：普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費（普通会計に属する地方債に限り、一部事務組合の地方債に係るものを除く。）

F：臨時財政対策債発行可能額

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100$$

「積立金及び積立金取崩額」

財政調整基金への積立金及び財政調整基金からの取崩額をいいます。

「地方債」

特定資金公共投資事業債を含む額を計上しています。

「特別職等」

平成19年12月1日現在の状況です。

平成19年4月1日より施行された改正地方自治法により、助役は副市町村長に、収入役は会計管理者となりました。会計管理者は一般職となったため、任期満了までの経過措置がある収入役のみ掲載しています。

「補助事業費と単独事業費」

補助事業費には、直接又は間接を問わず、国庫からの補助を受けて施行する事業費を計上し、単独事業費には、市町村の単独事業費及び県の単独補助を受けて行う事業費を計上しました。

「補助・単独」

普通建設事業費の内訳として補助・単独に分類して記載してありますが、その合計が普通建設事業費に合致しないのは、普通建設事業費のうち「国直轄事業負担金」及び「県営事業負担金」を補助・単独に分類して計上していないためです。

なお、補助・単独は次のように算出してあります。

補助＝補助事業費＋受託事業費のうちの補助事業費

単独＝単独事業費＋受託事業費のうちの単独事業費＋同級他団体施行事業負担金

「経常収支比率」

地方公共団体の財政構造の弾力性を把握するもので、次の算式により算出した割合をいいます。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 \text{ ……平成13年度以降}$$

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源}} \times 100 \text{ ……平成12年度まで}$$

「職員数」

平成19年4月1日現在の普通会計に属する職員数です。